

# 防火設備の定期検査報告作成のQ & A

滋賀県特定行政庁連絡会議

(平成31年4月)

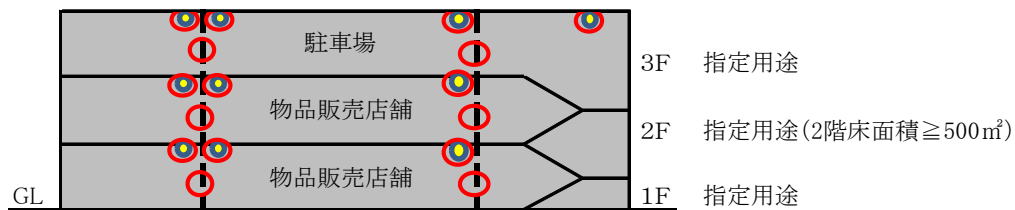
○防火設備定期検査報告の取扱い

1 防火設備定期検査報告の対象建築物に該当するか否かの判定について

防火設備報告対象は、政令指定用途（以下、「指定用途」という。）に供する建築物において、原則当該建築物に設置される防火設備全てとする。指定用途に供する建築物の考え方については、特定建築物の定期調査報告作成のQ & Aに準ずる。

凡例  随時閉鎖式防火設備  感知器  検査対象  :防火設備定期検査報告の部分

【例】物品販売店舗に附属する駐車場がある場合

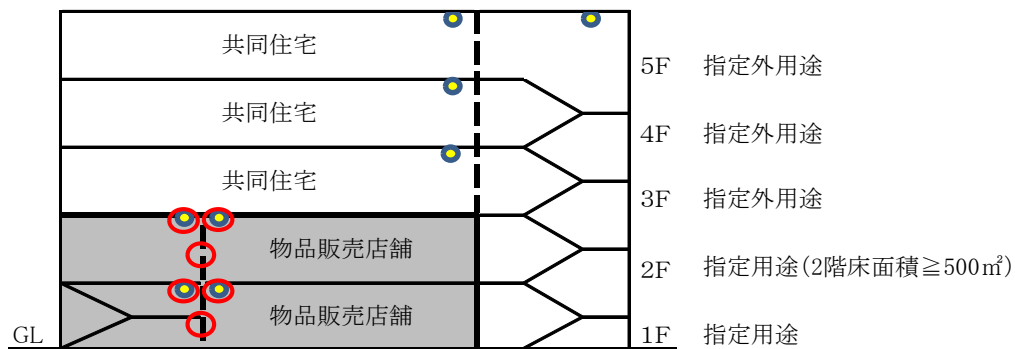


2 複合用途における防火設備定期検査報告の対象について

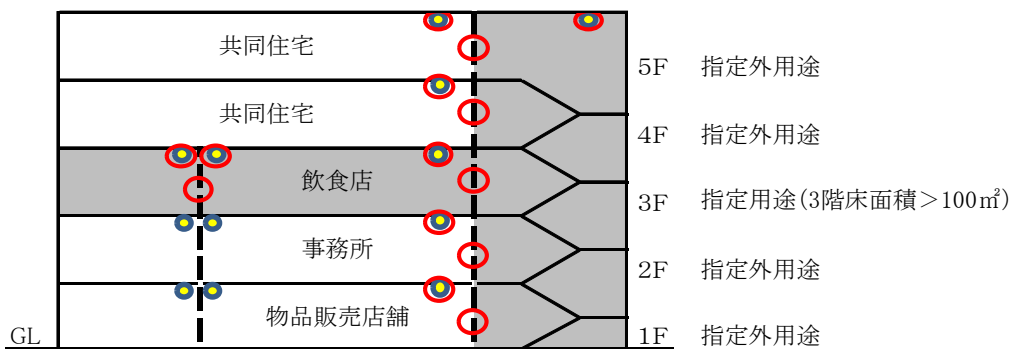
指定用途と政令指定外用途（以下「指定外用途」という。）の複合用途の場合、機能的に独立性が有り、異種用途区画等により区画されている場合は、指定外用途の部分は定期検査報告の対象外とする。指定部分の判断、複合用途の扱いについて、建築物定期調査報告の取扱いに準ずる。

※ 堅穴区画等の部分において連動機構が一体の防火設備である場合は、政令指定の部分が無くても防火設備検査対象とする。

【例】複合用途①



【例】複合用途②



※ただし、対象用途のフロアーより上階に指定用途がなく、防火設備に影響が無い場合は、対象フロアーより上階に通ずる階段等は対象外とすることができますので、特定行政庁にご相談ください。

### 3 堅穴区画の検査について

複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、堅穴区画のうち一以上を対象として、煙感知器または熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火設備の作動の状況およびその作動による防火区画の形成状況を確認する。

このとき、対象とする区画、並びに作動させる感知器は、偏ることなく、長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように毎年度異なる箇所を検査してください。

またその際の報告には、一体の連動区域ごとおよびそれぞれの感知器を色分け・記号・番号等で明示し、総合的な作動の状況確認を行った連動用感知器に各々直近の検査年月（履歴）を記入してください。